

ID: 102

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	総合的設計による一団地の建築物の特例認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第86条第1項の規定による。</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第86条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項及び第7項において同じ。）内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。以下この項及び第3項において「1又は2以上の建築物」という。）のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該1又は2以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第23条、第43条、第52条第1項から第14項まで、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第2項、第56条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、第56条の2第1項から第3項まで、第57条の2、第57条の3第1項から第4項まで、第59条第1項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項、第60条の2の2第1項、第60条の3第1項、第61条又は第68条の3第1項から第3項までの規定（次項から第4項までにおいて「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>省令第10条の16(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)を参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日